

手続開始の公告・説明書

令和7年4月30日

(契約責任者)西日本高速道路株式会社 鹿児島高速道路事務所

鹿児島高速道路事務所長 木村 彰秀

次のとおり、簡易公募型競争入札方式による指名競争入札参加者の選定の手続を開始するとともに、「1－8. 図書交付」に掲げる「入札関係書類」及びその他関係法令に定めるもののほか、本「手続開始の公告・説明書」(以下「本公告」という。)に記載のとおり実施するので、入札参加者は、「入札関係書類」を熟読し、「入札者に対する指示書」を遵守した上で参加すること。

なお、各用語の定義については、「〈別紙1 用語の定義〉」に記載のとおり。

第1 調達手続の概要	
1-1. 調査等名	令和7年度 鹿児島道路 美山地区水文調査
1-2. 契約担当部署	西日本高速道路株式会社 鹿児島高速道路事務所 総務課 (住 所)〒899-5231 鹿児島県始良市加治木町反土1466 (TEL)0995-63-4551 なお、関連情報を入手するための照会窓口も同様とする。
1-3. 落札方法	<価格落札方式> ※詳細は「〈別紙1 用語の定義〉」のとおり
1-4. 電子入札対象	<対象> ※詳細は当社Webサイト掲載の「電子入札留意事項」のとおり https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/
1-5. 発注規模特例	<設定なし>
1-6. 一括審査方式	<設定なし>
1-7. 契約金額の約定方法	<総価契約> ※詳細は「〈別紙1 用語の定義〉」のとおり
1-8. 図書交付	「入札者に対する指示書」に定める「入札者関係書類」は、「7－2. 図書交付期間」に記載の期間、入札情報公開システムにより提供する。 https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/ ダウンロードに必要なパスワード「254080001」 また、「入札者に対する指示書」は、当社 Web サイト掲載の「入札者に対する指示書(調査等:競争契約)」のとおりとし、その適用すべき内容については、「〈別紙2 入札者に対する指示書に係る本件の方式・設定等について〉」を参照のうえ、従うこと。 https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/instruction/

第2 業務概要	
2-1. 業務箇所	自)鹿児島県 日置市 東市来町 美山 至)鹿児島県 日置市 伊集院町 大田
2-2. 業務内容	本業務は、4車線化に伴い、美山IC～伊集院IC間の施工に際し、工事管理となる水文

	調査を行うことを目的とする。
2-3. 履行期間	契約締結日の翌日から 420 日間

第3 入札参加者に要求される資格及び入札参加者を選定するための基準	
次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、入札参加者に選定された者は、本業務の競争に参加できる。 なお、入札参加者を選定するための基準は、「調査等契約事務処理要領(平成20年要領第42号)」第12条に規定する調査等請負契約標準指名基準によるものとし、同基準中の「当該調査における技術的適性」については、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案する。 また、技術審査基準は別表「入札参加者を選定するための技術審査基準」のとおり。	
3-1. 契約不適格者でないこと	審査基準日(「4-2. 参加表明書の提出期間及び方法」に示す参加表明書の提出期間の最終日をいう。以下同じ。)において、「西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第7号)」第6条の規定に該当しない者であること。
3-2. 有資格者であること	開札時において、以下の条件に該当すること。 「令和 7・8 年度西日本高速道路株式会社調査等競争参加資格」の「地質・土質調査」の資格を有する者 ただし、「会社更生法(平成14年法律第154号)」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法(平成11年法律第225号)」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、「工事等競争参加資格登録の特例を定める要領(平成21年要領第41号)」に基づく調査等競争参加資格の再認定を受けていること。
3-3. 入札参加資格停止に関すること	審査基準日(審査基準日を含む。)から落札者を決定する日(決定する日を含む。)までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領(平成17年要領第96号)」に基づき、「地域4」において、入札参加資格停止を受けていないこと。 ※詳細は「〈別紙1 用語の定義〉」のとおり
3-4. 資本・人的関係	競争に参加しようとする者の間に、資本・人的関係がないこと。 ※詳細は「〈別紙1 用語の定義〉」のとおり
3-5. 有資格者でない者に関する留意事項	「3-2. 有資格者であること」を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、「3-2. 有資格者であること」を満たし、かつ、指名されていなければならない。

第4 参加表明書の作成及び提出並びに入札参加者の指名	
4-1. 参加表明書の作成	本業務の入札に参加を希望する者は、別表「入札参加者を選定するための技術審査基準」に掲げる資料のうち、参加表明書に関する様式を作成し、参加表明書として提出しなければならない。
4-2. 参加表明書の提出期間及び方法	(1)提出期間:「7-3. 参加表明書の提出期間」のとおり。 (2)提出場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。 (3)提出方法:電子入札システムにより提出すること。 なお、電子入札システムにより提出する場合は、申請書等への押印は不要とし、持参又は郵送による場合は、押印を必要とする。 ※詳細は「電子入札留意事項」のとおり

4-3. 参加表明書の作成及び提出に関する留意事項	(1)参加表明書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。 (2)提出された参加表明書は入札参加者の選定以外には提出者に無断で使用しない。 (3)提出された参加表明書は返却しない。 (4)提出期限日以降における参加表明書の差替え及び再提出は、いかなる場合にあっても認めない。 (5)参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であると発注者が了解した場合はこの限りでない。 (6)提出期限までに参加表明書を提出しない者は、入札参加者として選定されない。
4-4. 指名業者数	選定評価点の上位10者を指名する。 ただし、同評価の参加表明書提出者が複数あり、上位者が10者を超過して存在する場合は、それらの者をすべて指名する。
4-5. 指名通知又は非指名通知	参加表明書を提出した者には、入札参加者の選定結果を「7-4. 指名通知・非指名通知の予定日」までに通知する。
4-6. 非指名となった者に対する理由の説明	参加表明書を提出した者のうち、非指名となった者は、非指名理由について、契約責任者に対して説明を求めることができる。 (1)提出期限:「7-5. 非指名理由の説明請求期限」のとおり。 (2)提出場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。 (3)提出方法:電子入札システムによることとし、提出した旨を「1-2. 契約担当部署」に電話連絡すること。紙入札方式による場合は、別記様式1「非指名理由の説明請求書」を持参又は郵送により提出すること。 ※詳細は当社Webサイト掲載の「電子入札システム 受注者操作マニュアル（検証機能・説明請求機能）」のとおり https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/ (4)回答方法:非指名に対する理由の説明を求められたときは、「7-5. 非指名理由の説明請求期限」の翌日から起算して5日以内(休日含む)に説明を求めた者に対し、入札情報公開システムにより回答するので、確認すること。 なお、紙入札方式による場合は書面により回答する。

第5 入札・開札・落札者の決定	
5-1. 入札書の提出期間及び方法	(1)提出期間:「7-7. 入札書提出期間」のとおり。 (2)提出方法:電子入札システムにより提出すること。紙入札方式による場合は、「1-2. 契約担当部署」まで持参又は郵送すること。
5-2. 開札日時及び場所	(1)開札日時:「7-8. 開札日時」のとおり。 (2)開札場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。
5-3. 落札者の決定	「1-3. 落札方式」及び「入札者に対する指示書」に定める「落札者の決定」のとおり。
5-4. 入札の無効	「入札者に対する指示書」に定める「入札の無効」のとおり。 なお、契約責任者により指名された者が、開札の時に於いて「第3 入札参加者に要

	求される資格及び入札参加者を選定するための基準」に掲げるすべての条件を満たさない場合、当該者が行った入札は無効とする。 また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
5-5. 再度入札	「入札者に対する指示書」に定める「再度入札」のとおり。
5-6. 低入札価格調査	「入札者に対する指示書」に定める「低入札に対する対応」のとおり。

第6 その他	
6-1. 質問受付期間及び受付方法	(1)本公告に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること。 ①受付期間:「7-6. 質問書の受付期間」のとおり。 ②提出方法:電子入札システムによることとし、提出した旨を「1-2. 契約担当部署」に電話連絡すること。紙入札方式による場合は、「1-2. 契約担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。 ※詳細は当社Webサイト掲載の「電子入札システム 受注者操作マニュアル（検証機能・説明請求機能）」のとおり https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/ (2)(1)の質問に対しては、入札情報公開システムにより回答するので確認すること。 https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/
6-2. 苦情申し立て	本手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室(政府調達苦情検討委員会事務局)、電話03-5253-2111(代表))に対して苦情の申し立てを行うことができる。
6-3. 使用する言語及び通貨	手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
6-4. 手続における交渉の有無	<無>
6-5. 現場説明会の有無	<無>
6-6. 入札保証・契約保証	入札保証:<免除> 契約保証:<納付> ※契約保証に関する詳細は「入札者に対する指示書」に定める「契約の保証」のとおり
6-7. 契約書の作成	必要(原則、電子契約による) ※「契約書(案)」により作成することとし、株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコムが提供する電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」を利用すること。 ※詳細は当社Webサイト掲載の「電子契約」のとおり https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contract/
6-8. 支払条件	契約書(案)のとおり。
6-9. 入札参加資格停止措置	参加表明書に虚偽の記載をした場合又は入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合、提出された参加表明書を無効とするとともに、入札参加資格停止の措置を講じることがある。
6-10. 工事の入札への	本業務の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面等において関連があると認

参加制限	められる建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。 なお、「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 ①当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 ②当該受注者の代表権を有する役員が建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
6-11. 人権尊重の取組の推進	「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

第7 手続きに関する日程		
「1－2. 契約担当部署」における受付は、各期間のうち、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)(「休日」という。)を除く毎日午前10時00分から午後4時00分までとする。		
参加表明書及び技術提案書の提出に関する日程		
7-1. 手続き開始の公告日	令和7年4月30日(水)	
7-2. 図書交付期間	令和7年4月30日(水)から	令和7年5月16日(金)まで
7-3. 参加表明書の提出期間	令和7年5月1日(木)から	令和7年5月16日(金) 午後 4時00分まで
7-4. 指名通知・非指名通知の 予定日	令和7年5月29日(木)	
7-5. 非指名理由の説明請求期 限		令和7年6月5日(木) 午後 4時00分まで
7-6. 質問書の受付期間	令和7年5月1日(木)から	令和7年6月6日(金) 午後 4時00分まで
入札書の提出等に関する日程		
7-7. 入札書提出期間	令和7年6月16日(月)から	令和7年6月30日(月) 午前 11時00分まで
7-8. 開札日時	令和7年7月1日(火) 午前 10時00分	

≪別紙1 用語の定義≫	
1. 随意契約の方法	調査等に発注について随意契約を締結しようとする場合は、次のいずれかに契約手続による。 ≪公募型プロポーザル方式≫ ≪簡易公募型プロポーザル方式≫ 参加希望者に参加表明書を提出させることにより、参加希望者に係る技術的適性の審査を行って技術提案を行わせる者を選定し、次いで、選定された者に特定テーマに係る技術提案を記載した技術提案書を提出させ、当該技術提案を評価し、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続をいう。調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。 なお、1件あたりの公告時点の概算金額(税込)が政府調達協定基準額以上の場合には公募型プロポーザル方式といい、政府調達協定基準額未満の場合は簡易公募型プロポーザル方式という。 ≪標準プロポーザル方式≫ 会社が技術提案書の提出を要請した者から提出された技術提案書について、特定テーマ等に係る当該技術提案を評価し、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続をいう。調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
2. 価格落札方式	契約制限価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする方式をいう。
3. 総合評価落札方式	入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等(以下「技術等」という。)によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずると認められる調査等に係る契約を締結しようとする場合に、入札者に入札価格及び技術等をもって申込みをさせ、評価値の最も高い者を落札者とする方式をいう。 なお、入札価格と技術等がもたらす総合評価は、「技術評価点」と「価格評価点」を合算した評価値をもって行う。 ≪簡易型≫ 業務の実施方針等の提出を求め、入札価格との総合評価を行うものをいう。 ≪標準型≫ 業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提案を求める特定テーマを示し、特定テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針等の提出を求め、入札価格との総合評価を行うものをいう。
4. 発注規模特例	契約責任者、競争参加資格条件及びその他の条件を、契約制限価格にかかわらず、本業務の手続開始の公告時における発注規模に基づき設定する特例をいう。
5. 設計業務(総合技術監理型)	発注者を支援する総合技術監理業務『業務A』と、業務Aにより監理する複数の設計業務『業務B』について当初業務の受注者に継続的に業務を実施させるものをいう。
6. 一括審査方式	同時期に競争参加資格要件及び技術提案項目が共通する案件を複数発注する際に、一括して申請及び審査を実施し、審査結果を複数の案件に共通して適用する方式をいう。 なお、参加希望者は、複数の案件の全てに参加を表明する必要はなく、参加希望の

	案件を選択できる。
7. 契約金額の約定方法	≪総価契約≫ 契約の内容に対する総価額でもって契約金額を約定するもの。 ≪単価契約≫ 契約の内容又は性質上、数量を確定することができない場合において、契約の目的物等の項目ごとに単位あたりの価格を約定し、その給付の実績によって契約金額を算定するもの。
8. 入札参加資格停止の措置地域	≪地域1≫ 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2) ≪地域2≫ 兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5) ≪地域3≫ 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県 ≪地域4≫ 山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県 ※1 地域2にかかる部分を除く。 ※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。 ※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。 ※4 地域1にかかる部分を除く。 ※5 地域4にかかる部分を除く。 ※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。
9. 資本・人的関係	競争に参加しようとする者の間に、以下の①～③のいずれかに該当する関係がないことをいう。 ①以下のいずれかの場合に該当する資本関係 I)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。 II)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。 ②以下のいずれかの場合に該当する人的関係 I)一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

(イ)株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

a)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c)会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(ロ)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ハ)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(二)組合の理事

(ホ)その他業務を執行する者であつて、(イ)から(二)までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

I)組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ)その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

≪別紙2 入札者に対する指示書に係る本件の方式・設定等について≫	
1. 入札方式	簡易公募型競争入札
2. 落札決定の方法	価格落札方式
3. 契約金額の約定方法	総価契約
4. 業種区分	土質地質調査等
5. 契約保証の要否	契約保証納付要
6. 特定 JV の参加	特定 JV の参加を認めない
7. 電子入札対象	対象

別記様式1「非指名理由の説明請求書」

非指名理由の説明請求書

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社 鹿児島高速道路事務所
鹿児島高速道路事務所長 木村 彰秀 様

提出者) 住所
電話番号
会社名
代表者

印

令和●年●月●日付で通知された、令和7年度 鹿児島道路 美山地区水文調査に係る参加表明書の審査において、非指名となった理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 調査等名 令和7年度 鹿児島道路 美山地区水文調査
2. 当該案件の公告日 令和7年4月30日
3. 疑問内容

以 上